

第5回たつの市農業委員会総会（4月定例会）議事録

令和6年4月24日（水）午前10時から第5回たつの市農業委員会総会（4月定例会）を新館3階301・302会議室において招集した。

出席委員 19名

1	三村 誠	2	酒井 幸男	3	森下 長幸	4	松本 有史
5	福田 敏和	6	河井 由一	7	石田 政行	8	八木 正邦
9	松田 泰政	10	井上 昇造	11	水田 達實	12	田淵 大勝
13	岩田さん子	14	井上 親志	15	瀧口 節子	16	真殿 利晴
17	苗村 武大	18	猪澤 敏一	19	前田喜代和		

事務局の出席者 3名

局長	大野 泰弘	主 幹	井上 吾郎	副主幹	近藤 由香
----	-------	-----	-------	-----	-------

1 開 会

○会長（猪澤敏一委員）

あいさつ（内容省略）

2 開会宣告

○議長（猪澤敏一委員）

只今から第5回たつの市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数等について、事務局から報告させます。

○事務局（大野泰弘君）

命によりご報告します。本日ただ今の出席委員数は19名でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。

たつの市農業委員会会長専決規程により、専決処分した

- ・利用目的の変更届について
- ・農地法施行規則第29条第1号該当転用の届出について
- ・農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買の届出について
- ・農地法第18条の規定による合意解約の通知について

を別紙資料として、お手元に配布いたしておりますので、ご熟読の上、ご了承願います。

3 会議宣告

○議長（猪澤敏一委員）

これより会議に入ります。

日程第1「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。

たつの市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定に基づき、9 番
松田泰政委員、10 番井上昇造委員にお願いします。

(「はい」) との声)

次に、日程第 2「議案第 26 号 非農地証明願の承認について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 26 号 非農地証明願の承認について」

農地法第 2 条に規定する農地ではない旨の証明願が 1 件出ておりますのでご説明いたします。

願い出地は、揖西町[]外 1 筆の登記地目・畑、現況は雑種地及び宅地、面積は合計 138 m²です。願い出人は、[]、[]平成 10 年頃に露天駐車場として整備し、[]は昭和 13 年に隣接地[]の土地と一体で居宅を建築し、それぞれ現在に至っており、この度、地目を現況に合わせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、空中写真及び地元自治会長の証明により、平成 11 年以前から雑種地及び宅地となっていることを確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

よって、いずれも周辺農地に影響もなく、非農地と認定できるものと考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 26 号」は原案のとおり承認されました。

次に、日程第 3「議案第 27 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 27 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」

3 条売買の案件が 5 件出ておりますので、ご説明いたします。

1 件目の申請地は、揖西町 [REDACTED] 外 1 筆の田で、面積は合計 2,068 m²、譲受人は [REDACTED]、譲渡人は、[REDACTED]、譲渡人は、市外在住であり、今後、耕作する意向がないため、農地を手放したいと考え、地域で耕作している譲受人へ農地を譲り受けてほしいと申し出たところ合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後もすべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

2 件目の申請地は、神岡町 [REDACTED] 外 3 筆の田で、面積は合計 4,499 m²、譲受人は [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]、譲渡人は、市外在住であり農地の管理が難しいため、現在

貸出により耕作している譲受人へ譲り渡すことで、合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地元で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

3 件目の申請地は、新宮町[]の田で面積は 2,149 m²、譲受人は[]、譲渡人は[]、譲渡人の母親が高齢により管理できず、譲渡人も今後耕作する意向がないため、地域で耕作している譲受人へ農地を譲り受けてほしいと申し出たところ合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後もすべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

4 件目の申請地は、新宮町[]の田で面積は 586 m²、譲受人は[]、譲渡人は[]、譲渡人は、この農地の管理耕作が困難であることから、隣接地に居住している譲受人へ農地の取得を申し出たところ合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後もすべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

5 件目の申請地は、揖保川町[]の田で、面積は 79 m²、譲受人は[]、譲渡人は[]、譲渡人は、高齢のため農作業が困難であることか

ら、隣接地に居住している譲受人へ農地の取得を申し出たところ合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後もすべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第27号」は、原案のとおり承認されました。

次に、日程第4「議案第28号 農地法第3条の規定による所有権移転・贈与の承認について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第28号 農地法第3条の規定による所有権移転・贈与の承認について」

3条贈与の案件が5件出ておりますので、ご説明いたします。

1件目の申請地は、揖保町[]の田で面積は1,659㎡、譲受人は[]、譲渡人は[]、譲渡人は高齢で管理耕作が困難であるため、子である譲受人に贈与することで合意に至ったものでございます。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は市内で会社を営んでいることから、農地の近くにある実家を拠点に水稻栽培を予定しており、当面は、近くに居住している親族に農機具等を借り、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

2 件目の申請地は、新宮町[]外 1 筆の田で、面積は合計 2,522 m²、譲受人は[]、譲渡人は[]、譲渡人は、高齢のため所有する農地の管理耕作面積を減らしたいと考え、この地域で耕作している譲受人へ贈与したいと申出たところ合意に至ったものでございます。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は地域で耕作しており、必要な農機具一式も所有していますので、すべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

3 件目の申請地は、揖保川町[]の畑で、面積は 360 m²、譲受人は[]、譲渡人は[]、譲渡人は、市外在住で高齢であることから農地の管理が難しく、隣接地に居住している親族である譲受人へ贈与することで合意に至ったものでございます。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、この度の農地の贈与にあたり、必要な農機具を購入し、次男とともに耕作するための営農計画を立てており、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

4 件目の申請地は、御津町[]の田で、面積は 2,109 m²、譲

受人は[REDACTED] 譲渡人は[REDACTED]
[REDACTED]、譲受人は譲渡人と親戚関係にあり、申請地については、以前から譲受人が耕作管理していたことにより、譲受人へ贈与したいと申し出たところ合意に至ったものでございます。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかと思いますが、現在まで譲受人はこの土地の耕作を任されており、必要な農機具一式も所有していますので、すべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

5 件目の申請地は、御津町[REDACTED] 外 1 筆の畑で、面積は合計 1,321 m²、譲受人は[REDACTED]、譲渡人は[REDACTED]、譲渡人は市外在住で高齢であるため、地域で耕作している譲受人へ農地の引き受けを申し出たところ合意に至ったものでございます。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかと思いますが、譲受人はこの地域で耕作しており、必要な農機具一式も所有していますので、すべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、いずれも農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 28 号」は、原案のとおり承認されま

した。

次に、日程第 5「議案第 29 号 農地法第 4 条の規定による使用目的の変更に対する意見について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局

「議案第 29 号 農地法第 4 条の規定による使用目的の変更に対する意見について」

4 条案件が 1 件出ておりますので、ご説明いたします。

申請地は神岡町 [REDACTED] の田で面積は 499 m²、申請人は [REDACTED]、転用目的は自己所有地に農家住宅を建築するものでございます。

農地区分は上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ近距離に 2 以上の教育施設、医療施設等が存在する第 3 種農地（3－（1））に該当すると判断します。

土地の造成期間は許可後 30 日間、建設期間は、整地後 150 日間でございます。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の書面にて、必要な資金が準備できることを確認しました。

建築許可申請手続中でありまして、転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

なお、本件については、3 月 19 日開催の地区委員会での意見をうけ、同月 26 日開催の 3 月定例会において保留としたものでございます。

4 月 19 日開催の地区委員会においては、後日、申請者より隣接地の適正利用を図るため、報告事項 1 ページに記載しております「利用目的の変更届」が提出されたことにより、畑地利用へ目的を変え、適正な土地利用を図っていくことが担保されたこと、4 条申請については、農振除外の手続きを経ていること等を踏まえ、承認し、本日の議案として諮るものでございます。

よって、農地法第4条第2項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（会長）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありますか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第29号」は原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第6「議案第30号 農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第30号 農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」

5条所有権移転・売買の案件が2件でておりますので、ご説明いたします。

1件目の申請地は、誉田町[REDACTED]の田で、面積は1,067㎡、農地区分は上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ近距離に2以上の教育施設、医療施設等が存在する第3種農地（3-（1））に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が[REDACTED]

、譲渡人は[REDACTED]

、転用目的は、売電の為の太陽光発電設備の設置です。

土地の造成期間は許可日から30日間、施設の建築期間は許可日から90日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、太陽光設備の認定を受けていますので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

2 件目の申請地は、神岡町[REDACTED]外 1 筆の田で、面積は合計 1,299 m²、農地区分は上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ近距離に 2 以上の教育施設、医療施設等が存在する第 3 種農地（3-（1））に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が[REDACTED]、譲渡人は[REDACTED]、転用目的は、売電の為に太陽光発電設備の設置です。

土地の造成期間は許可日から 30 日間、施設の建築期間は許可日から 90 日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、太陽光設備の認定を受けていますので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地はなく、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

よって、いずれも農地法第 5 条第 2 項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 30 号」は原案のとおり許可相当と意

見を付して進達することに決しました。

次に、日程第 7 及び第 8「議案第 31 号及び第 32 号「令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」及び「令和 6 年度最適化活動の目標の設定等」の決定について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 31 号及び第 32 号「令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」及び「令和 6 年度最適化活動の目標の設定等」の決定について」

農業委員会のあるべき姿と外部に向けた積極的な日常活動を示すため、毎年、前年度の活動に対する点検・評価と今年度の目標と活動計画の作成を行っています。

決定したものは、事務局窓口とホームページで公表しますので、委員の日常活動を積極的に外部に示されるよう御協力をお願いします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり。）

ご発言がないので原案のとおり決定することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認め、「議案第 31 号」及び「議案第 32 号」は原案のとおり決定することに決しました。

4 閉会宣告

○議長（猪澤敏一委員）

以上で本日の議事は、全部終了しました。これをもって、本日の定例会を閉じます。

閉会宣告 午前 10 時 20 分

たつの市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 6 年 4 月 24 日

たつの市農業委員会議長
(会 長)

議事録署名委員
(9 番松田泰政委員)

議事録署名委員
(10 番井上昇造委員)